



H. 6. 6. 27

## 討 議 資 料 ( )

6月23日の協議をまとめてみました。若干私見で補足したところもありますが、概ね下記のとおりではなかったかと思えます。ご確認願います。

もしよろしければ（或はこれを補正したうえで）、次回の会議では、弁護団としての結論と助言を各社に提示することとしたいと思えます。

## 記

## I 即売について

## 1. 発行本社

- (1) 5社間に協定等の共同行為がない限り、各社がAPSと即売卸契約を継続しないことが、違法な単独の取引拒絶となることはない。
- (2) 5社それぞれが、「既に契約をしている即売卸があるので、新聞の即売店として参入したいのであれば、そこと相談してくれ」と言って直接契約を断ることは、取引の自由であり違法行為である。

## 2. 即売卸業者

- (1) 共同出資により関空版社を設立しているので、各紙即売が同社にすべて集中するということになる。共同販売（一種の共同行為）をしようとしていることになる。
- (2) 関空版社の合併設立に関して法第16条の届出が為されていれば問題ないが、それが為されていないとすると、関空版社の設立自体が問題となる可能性がある。
- (3) 関空版社による共販（二次卸）が競争制限的機能を待ちうるかどうかは疑問であるが、届出義務違反があることは否定できない。
- (4) 各系列卸業者がすべて即売業者との間の営業を関空版社にま

- かせるということになると、競争を実質的に制限する合意があるものと認定されるおそれを否定しきれない。
- (5) A P S が即売業者として参入しようとしているのであれば、関空版社は A P S との取引を拒絶する理由はないであろう。そうであるならば、即売即売各社は、直接、A P S と契約しても同じことではないか。
  - (6) 関空版社の定款によると、実質的に販売事業を行なうことが予定されているようになっている。しかし企業目論見書及び設立趣意書によると、実質は、共同配送と共同集金（運橋料金の請約）にあるようであるから、A P S の契約相手が関空版社でなければならない理由は見出しえない。
  - (7) 即売即各社がそれぞれ A P S と契約することは、A P S に関空版社を利用させることを意味するものではない。
  - (8) 即売即各社は、K I O S K 等他の即売業者と同一の取引条件をもって、A P S と契約すれば足りる。
  - (9) 関空版社の機能が明確に位置付けられることになれば、法第 18 条違反は手続違反だけとなる。

## II 異配について

### 1. 発行本社

各社が A P S と販売店契約を締結しないことについては、前記 I - 1 - (1) と同様に考えられる。

### 2. 販売店

- (1) 各販売店は、宅配対象事業所等に対して競争関係にある。
- (2) A P S は、各販売店に対する競争単位となろうとしているものである。
- (3) A P S は、現在のところ自らの商品を持たないで販売店の競争市場に新規参入をしようとしているものである。
- (4) 発行本社が空港島市場に新たな競争単位となる販売店を認めてブランド内競争をさせるかどうかは、発行本社の販売政策上の選択の問題である。
- (5) 仮称「販売組合」は、共販機能をもたない限り違法性の問題はない。問題点は、関空版社とほぼ同じである。

### Ⅲ 搭載紙について

#### 1. 販売主体

- (1) 各発行本社からA.L.に対する直売か、各即売即による販売が考えられる。
- (2) A.P.S.がA.L.に対する販売主体になろうとすることは、発行本社又は即売即に対する競争者となろうとしていることを意味する。

#### 2. 発行本社

最終需要者であるA.L.向けの販売を誰にやらせるかは、自らを含めて発行本社の選択の問題である。

#### 3. 競争関係

- (1) A.P.S.は、現在のところ供給責任を果せる保証のない状態で参入しようとしている。
- (2) 前記I-2-(6)に述べたとおり、即売即業者はA.P.S.（一即売業者の立場）との取引を拒絶する理由のない立場にあるので、A.P.S.は即売即業者から紙を仕入れてA.L.に販売することが可能である。その場合には供給責任を果せる立場になる。
- (3) A.P.S.は、前記I-2-(7)、(8)をふまえた立場で、各即売即業者と競争関係に立つことになる。